

風水害等の発生が予想される場合の流れについて

前日の正午

以下の①～③のいずれかを清瀬市教育委員会で判断します。

①臨時休業

②登下校時刻の変更

③当日の判断



学校から保護者に連絡があります。

連絡はありません。

当日の午前6時



「レベル5大雨特別警報」「レベル4大雨危機警報」「特別警報（暴風、大雪、暴風雪等）」「暴風警報・暴風雪警報」が清瀬市に発令されているか。

①該当する場合

②該当しない場合



臨時休業

基本的に通常の登校



学校から保護者に
連絡があります。

※学校が独自に登下校時間の変更などの対応を行う場合は、学校から保護者に連絡があります。

以上のものとは別に、前日の14時に「熱中症特別警戒アラート」が東京都に発表された場合、翌日は全校で一斉臨時休業となります。その際は、学校から保護者に連絡があります。